

第4章 申請等に係る事務処理基準

第1節 申請及び届出

第1 設置又は変更許可の申請対象、範囲等

1 申請手続きの原則

- (1) 製造所等の設置又は変更の許可申請は、製造所等ごとに申請すること。◆
- (2) 製造所等において、維持管理を目的とする工事が行われる結果、製造所等に変更が生じる場合において、法第11条第1項本文後段の規定による許可を要しないものとして取り扱う範囲については明文の規定はないが、保安上の問題を生じさせないものであると判断できる場合又は資料の提出等をさせずに、当該変更工事を「軽微な変更工事」として変更許可を要しないものとしてすることができる。(H14.3.29 消防危第49号通知)
- (3) 市町村の境界上に設置される危険物施設(移送取扱所を除く。)の許可権限については、事務所の位置及び面積、危険物の貯蔵、取扱数量、敷地面積等の施設の実態をみて、いずれかの市町村長を許可権限者とする。この場合は、市町村長間の協定書は不要である。
(S43.9.27 消防予第213号質疑)
- (4) 製造所等において他の施設区分への転換を行う場合は、法第12条の6に定める用途廃止に係る手続きを経て設置許可を必要とする。(S52.12.19 消防危第182号質疑)

2 申請の対象

- (1) 設置許可申請の対象とするもの
 - ア 製造所等を新たに設置する場合
 - イ 製造所、貯蔵所又は取扱所の区分の転換を行う場合、及び貯蔵所又は取扱所において政令第2条又は第3条に掲げる施設区分(同令第3条第2号イ及びロを含む。)の変更となる転換を行う場合 (S52.12.19 消防危第182号質疑)
(例) 製造所から一般取扱所、又は一般取扱所から移送取扱所
 - ウ 製造所等(移動タンク貯蔵所を除く。)を移設する場合◆
ただし、同一敷地内で主要構造物を変更しないで移設する場合は、変更許可申請とすることができる。(S52.10.12 消防危第149号質疑)
 - エ 火災等の災害により製造所等の構造又は設備が全面的に破損した場合及び老朽化等により製造所等を全面改修する場合 (S37.9.17 消防危第91号質疑、S52.12.19 消防危第182号質疑)
 - オ 屋外タンク貯蔵所のタンク本体の建て替えと基礎・地盤の造り替えを同時に行う場合◆
 - カ 移動タンク貯蔵所の車両以外を全て更新する場合◆
 - キ アからカまでによるほか、その状況等により設置許可申請とすることが適当な場合◆
- (2) 変更許可申請の対象とするもの
 - ア 製造所等の位置、構造又は設備を変更する場合◆
 - イ 貯蔵、取り扱う危険物の種類数量の変更、製造所等における業務形態の変更等を行うことにより、当該製造所等に適用される技術上の基準が異なることになる場合
(S52.12.19 消防危第182号質疑)
(例) 製造所等の危険物の貯蔵等の取扱数量を変更すること等により、エリアの変更がなくても保有空地が増大するもの。◆
 - ウ 貯蔵所又は取扱所において政令第2条及び第3条に掲げる施設区分の変更を行わず、適用基

準の変更（項の変更）を行う場合（S51.7.12 消防危第 23-3 号質疑）◆

エ 火災等の災害により製造所等の構造又は設備が破損した場合であって、部分修理により当該構造又は設備が復旧できる場合（S37.4.6 自消丙予発第 44 号質疑）

オ 移動タンク貯蔵所の常置場所を変更する場合（同一敷地内における屋外から屋外への常置場所の変更は軽微な変更工事とみなす。）◆

カ 移動タンク貯蔵所の車両（台車）を更新する場合◆

キ 屋内タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所で、貯蔵タンクの一部を取替又は増設する場合◆

（例）同一タンク専用室に 3 基ある屋内貯蔵タンクに更に 1 基増設する場合

ク 地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所の配管等を残し、タンクのみを取り替える場合（H10.10.13 消防危第 90 号質疑）

ケ 積載式移動タンク貯蔵所（国際タンクコンテナを除く。）に、交換タンクコンテナを増設する場合（H4.6.18 消防危第 54 号通知）

コ 屋外タンク貯蔵所のタンク本体のみを建て替える場合で、建て替え後の屋外貯蔵タンクの直径（横型のタンクにあっては、たて及び横の長さをいう。）及び高さが建て替え前の屋外貯蔵タンクの直径及び高さと同規模以下である場合（H11.6.15 消防危第 58 号質疑）

サ アからコまでによるほか、その状況等により変更許可申請とすることが適当と認める場合

3 許可単位

(1) 製造所の単位は、原則として一連の工程又は一棟をもって一とする。

（S37.4.6 自消丙予発第 44 号質疑）

(2) 屋内貯蔵所は、一棟ごととする。ただし、政令第 10 条第 3 項に規定する技術上の基準を満たした屋内貯蔵所を設ける場合は、当該屋内貯蔵所の用に供する部分ごととする。◆

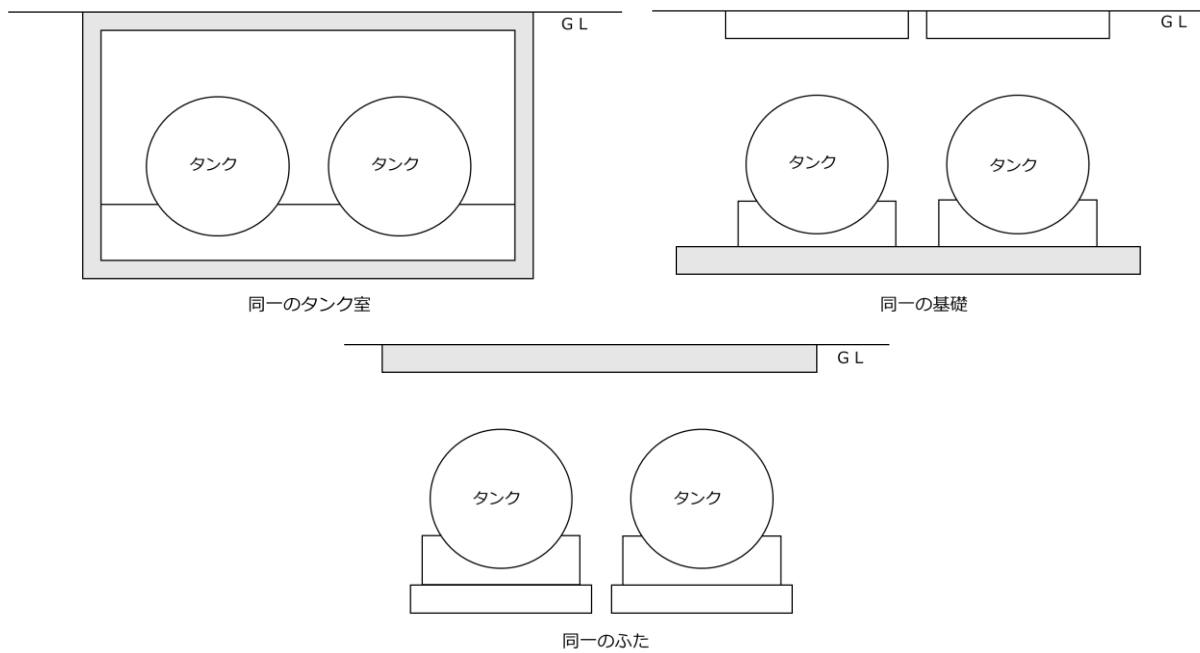
(3) 屋外タンク貯蔵所は、タンク 1 基ごととする。なお、屋外タンク貯蔵所を群で配置されている場合、危険物ポンプ、危険物配管（タンク直近の弁又はフランジまでのタンク側にある配管を除く。）及びタンクの通気管等の危険物以外の配管を共用して使用する場合は当該幹線配管等にあっては、タンク群に存するタンクのうち指定数量の倍数が最大のタンクの一の単位とする。また、防油堤にあっては、同一防油堤のタンク群に存するタンクのうち容量の最大のタンクの一の単位とする。◆

(4) 屋内タンク貯蔵所は、タンク専用室ごととする。◆

(5) 地下タンク貯蔵所は、タンク 1 基ごととする。ただし、二以上の地下タンクが同一のタンク室内にある場合又は同一の基礎上若しくは同一の蓋で覆われている場合にあっては、一とする。

（S54.12.6 消防危第 147 号質疑）

〔一の地下タンク貯蔵所として扱われるものの例〕



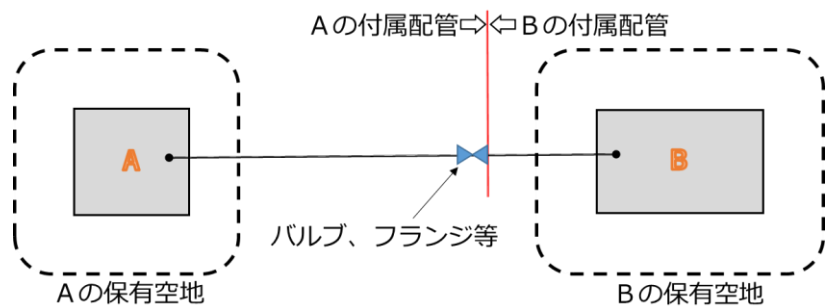
図第 1-1-1



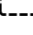
- (6) 簡易タンク貯蔵所は、タンク 1 基ごととする。ただし、複数の簡易タンクを設ける場合は、3 基までを一とする。◆
- (7) 移動タンク貯蔵所は、タンク 1 基ごととする。ただし、積載式タンクコンテナの場合は、交換タンクを含め当該車両ごととする。◆
- (8) 屋外貯蔵所は、さく等で区画された部分ごととする。◆
- (9) 給油取扱所は、道路、防火壁又は防火扉等で区画された部分ごととする。◆
- (10) 販売取扱所は、配合する室を含み、隔壁で区画されているときは、区画された部分ごととする。◆
- (11) 移送取扱所は、ポンプ群、栈橋又はシーバースごととする。◆
- (12) 一般取扱所の単位は、次のとおりとする。◆
- ア 製造所に準ずるものとする。ただし、充填場、ボイラー設備、発電設備等の施設は、それぞれ危険物の取扱いに独立性があり、他の危険物貯蔵又は取扱い部分とは一連の行為であるとはみなされず、原則としてそれぞれを一とする。
- イ 政令第 19 条第 2 項の規定の適用を受ける一般取扱所は、壁体等で区画された部分等ごととする。
- (13) 消火設備のうち固定消火設備を共用する場合において水源、ポンプ設備、消火液タンク、ヘッダー及び幹線配管等にあつては、最も消火薬剤等を必要とする製造所等の一の単位とする。◆
- 4 製造所等の設備の許可単位
- (1) 製造所等から排出される可燃性ガス、粉塵等を除去する公害防止設備等は、製造所等の設備とする。(S59.6.8 消防危第 54 号質疑)
- (2) 危険物を取り扱う配管を搭載する配管支持物は製造所等の設備とし、その単位は申請者の判断によるものとする。◆
- 5 危険物配管の許可単位 (移送取扱所については第 3 章第 4 節第 3 『移送取扱所』を参照)
- 2 以上の製造所等の相互間又は製造所等と他の施設 (少量危険物施設等) との間の配管の附属範囲は、原則として次のとおりとする。

	製造所・一般取扱所	貯蔵所
製造所・一般取扱所	指定数量の倍数の大きい施設	製造所、一般取扱所の保有空地外は貯蔵所
貯蔵所	製造所、一般取扱所の保有空地外は貯蔵所	容量の大きい貯蔵所 (※同容量の場合は引火点の低い貯蔵所)

(1) 製造所相互間、一般取扱所相互間、製造所と一般取扱所間の配管

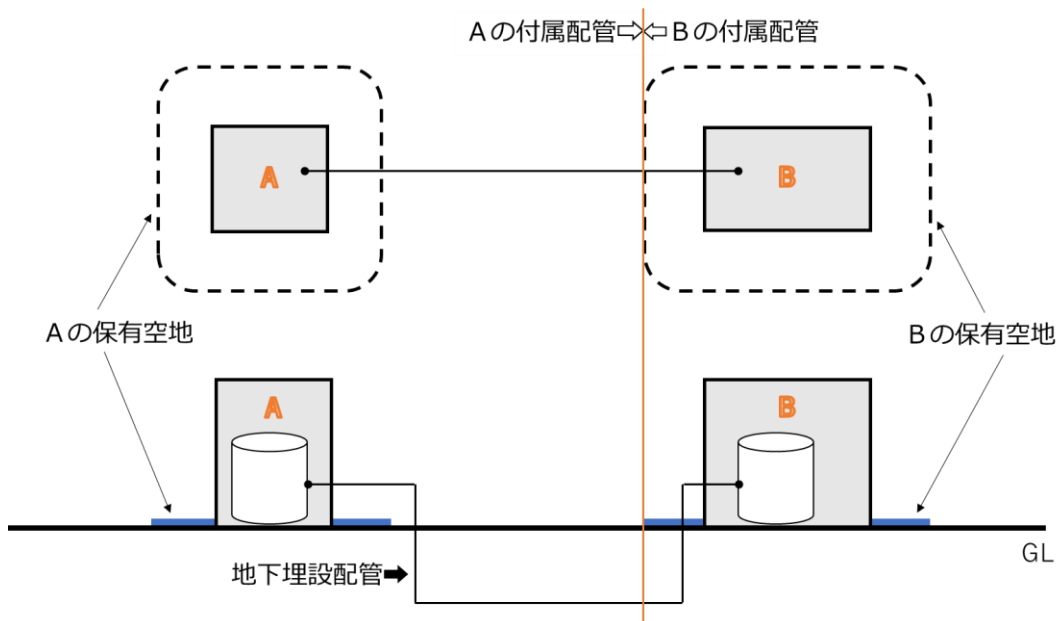
ア 指定数量の倍数の大きい製造所又は一般取扱所(以下「A施設」という。)の附属配管の範囲は、原則としてA施設から指定数量の倍数の小さい製造所又は一般取扱所(以下「B施設」という。)の保有空地境界直近のバルブ、フランジ等までとする。(図第 1-1-2)



- 凡例： A 製造所又は一般取扱所(指定数量の倍数が大きい)
 B 製造所又は一般取扱所(指定数量の倍数が小さい)
 — 配管
 バルブ、フランジ等
 製造所等の建築物等
 保有空地

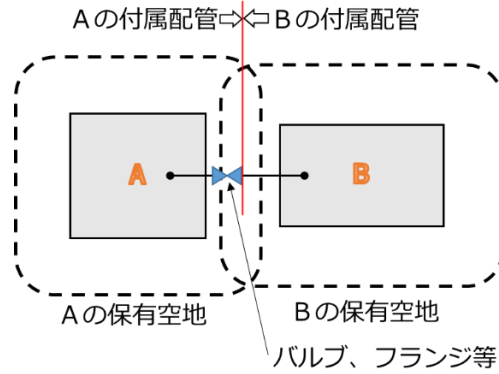
図第 1-1-2 B施設の保有空地境界直近にバルブ、フランジ等を設置する場合

イ 地下埋設配管等によりB施設の保有空地境界直近にバルブ、フランジ等で明確に区分できるものがない場合は、A施設からB施設の保有空地境界までをA施設の附属配管とする。(図第 1-1-3)

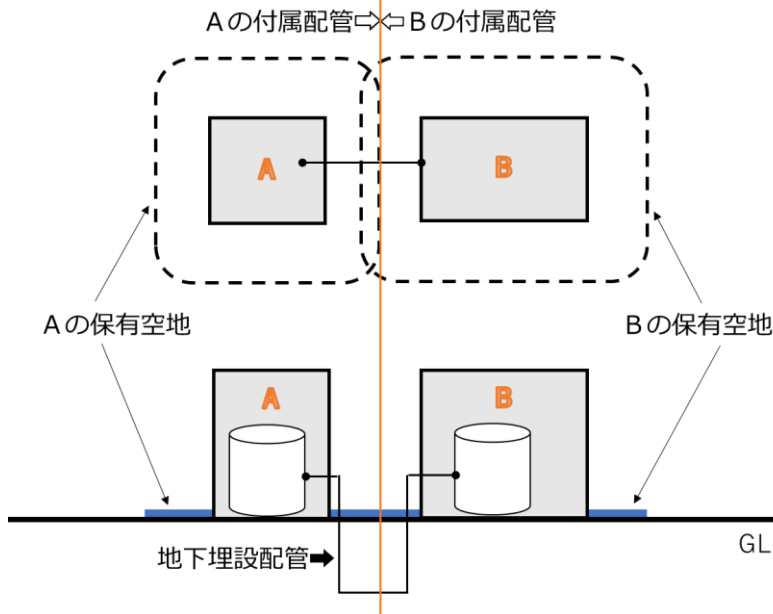


図第 1-1-3 B施設の保有空地境界直近にバルブ、フランジ等がない場合

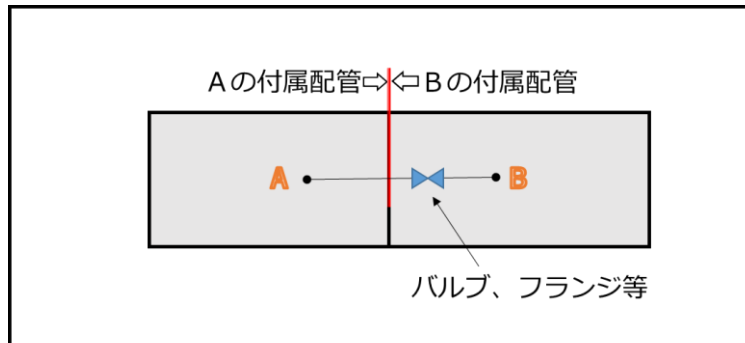
ウ 保有空地が重複している場合は、A施設からA施設保有空地境界の直近のバルブ、フランジ等までをA施設の附属配管とする。(図第 1-1-4)



図第 1-1-4 A施設の保有空地境界直近にバルブ、フランジ等を設置する場合
 エ 保有空地が重複している場合で、A施設保有空地境界の直近にバルブ、フランジがない場合は、A施設からA施設の保有空地境界までをA施設の附属配管とする。(図第 1-1-5)

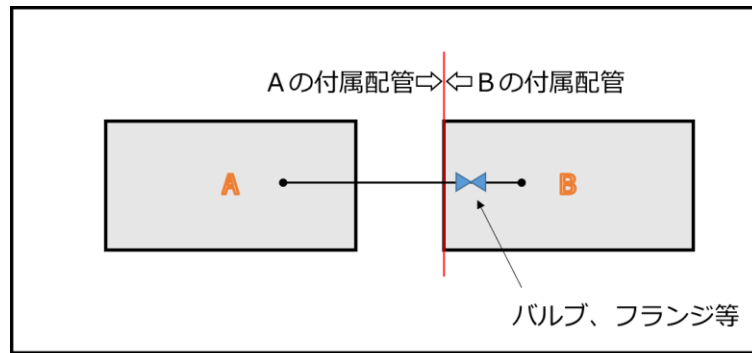


図第 1-1-5 A施設の保有空地境界直近にバルブ、フランジ等がない場合
 オ 建築物の一部に設置される製造所又は一般取扱所にあつては、A施設からB施設の壁までをA施設の附属配管とする。(図第 1-1-6、7)



一般取扱所等が設置されている建築物の外壁

図第 1-1-6 A施設とB施設が隣接している場合

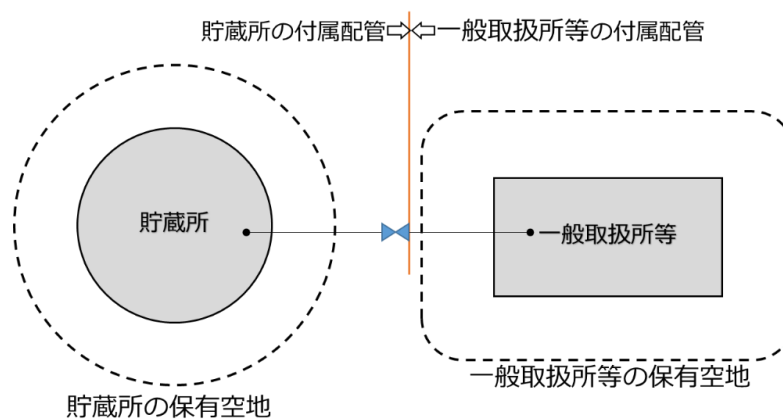


一般取扱所等が設置されている建築物の外壁

図第 1-1-7 A施設とB施設が隣接していない場合

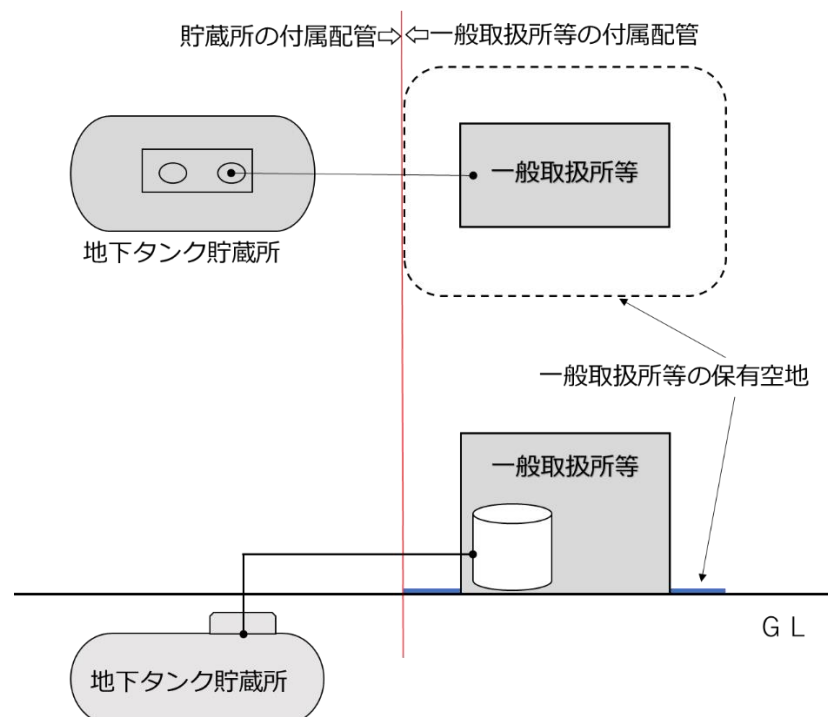
(2) 製造所又は一般取扱所と貯蔵所間の配管

ア 製造所又は一般取扱所と貯蔵所間の附属配管の範囲は、貯蔵所から製造所又は一般取扱所の保有空地境界直近のバルブ、フランジ等までを貯蔵所の附属配管とする。(図第 1-1-8)



図第 1-1-8 製造所又は一般取扱所の保有空地境界直近にバルブ、フランジ等がある場合

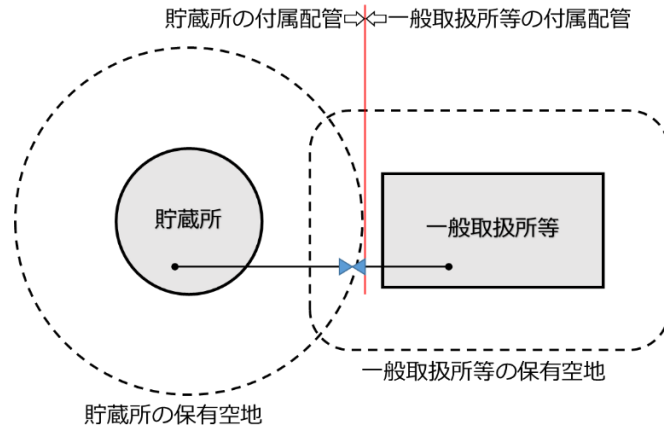
イ 地下埋設配管等により保有空地境界直近にバルブ、フランジ等で明確に区分できるものがない場合は、貯蔵所から製造所又は一般取扱所の保有空地境界までを貯蔵所の附属配管とする。(図第 1-1-9)



図第 1-1-9 製造所又は一般取扱所の保有空地境界直近にバルブ、フランジ等がない場合

ウ 保有空地が重複している場合は、貯蔵所から貯蔵所保有空地境界直近のバルブ、フランジ等までを貯蔵所の附属配管とする。(図第 1-1-10)

※バルブ、フランジ等がない場合は貯蔵所から一般取扱所等の保有空地境界までを貯蔵所の附属配管とする。

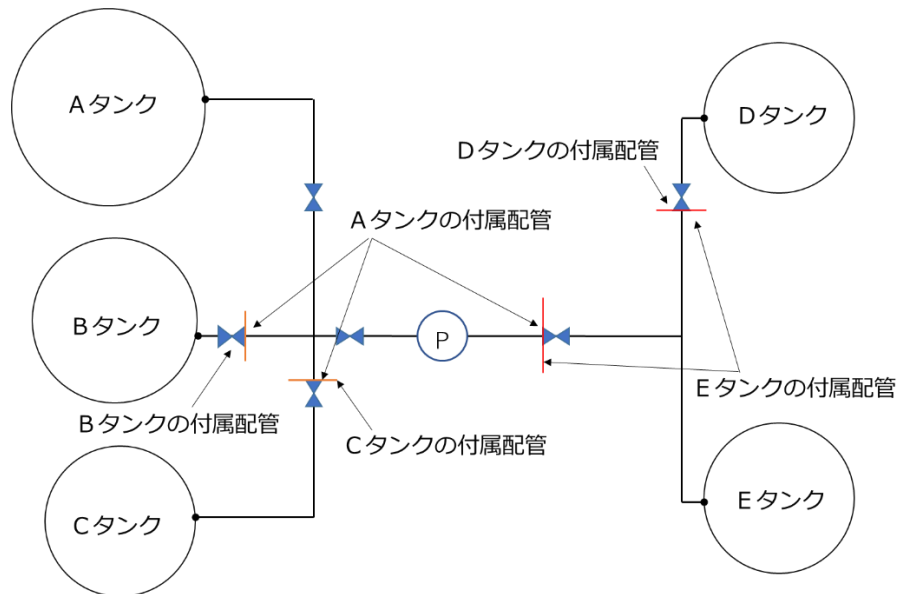


図第 1-1-10 一般取扱所等と貯蔵所の保有空地が重複している場合

(3) 貯蔵所間の配管

貯蔵所間の配管は、原則として、当該配管が接続されている貯蔵所の容量の大きい貯蔵所の附属配管とする。

なお、同容量の貯蔵所間の配管は、当該配管で移送する危険物の引火点の低い危険物を貯蔵する貯蔵所の附属配管とすることを原則とする。(図第 1-1-11)



図第 1-1-11 貯蔵所間の配管区分

※1 : 各タンクの容量は、次のとおりとする。

Aタンク > Bタンク > Cタンク > Eタンク = Dタンク

※2 : 貯蔵する危険物の引火点は、次のとおりとする。

Cタンク < Eタンク < Dタンク < Bタンク < Aタンク